

(別紙 1)

美浦村いきいき子育て支援金支給要綱

(主旨)

第 1 条 この要綱は、次代を担う児童の確保を図るため、第 3 子以降の子（以下「対象児」という）にかかる費用を補助することにより、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりを支援することを目的に、その支給に関し会長が定めるものとする。なお、支給に関する事務事業は美浦村社会福祉協議会（以下「協議会」という）が主体となり実施する。

(支給対象者)

第 2 条 支給対象者は、対象児を養育している親権者 1 名で、対象児及び親権者が直近の基準日の 1 年以上前に美浦村住民基本台帳に登録済である者とする。

(支給の条件)

第 3 条 申請者及び申請者の世帯の構成員（世帯分離した同居人を含む）に係る村税等に滞納がなく、生活保護法の規定による保護を受けていないことを補助金の支給の条件とする。

2 申請者は、前項を証明できる書類若しくはその写し又は協議会及び村の職員が前項を調査することを承諾する書類を会長に提出するものとする。

(対象児の条件)

第 4 条 第 3 子の規定については、以下の通りとする。

(1) 親権者に養育されている子の 3 人目であり、実子及び養子は問わない。

(2) 過去に養育していたが、独立又は死亡した子は、1 人目、2 人目として数えることができる。

(3) 外国籍で海外に居住している子は、1 人目、2 人目として数えることはできない。

(基準日)

第 5 条 基準日は対象児の誕生日とする。

(支給回数)

第 6 条 補助金の支給回数は、以下の通りとする。

(1) 対象児が生誕してから基準日を迎えるたびに申請に基づき支給する。

(2) 上限は対象児が3歳になるまでの3回とする。

(年齢の基準)

第7条 支給する対象児の年齢基準と、金額を下表の通りとする。

名 称	金 額	条 件
1歳児支給	2万円	申請時に1歳であること
2歳児支給	2万円	申請時に2歳であること
3歳児支給	1万円	申請時に3歳であること

(申請の期間)

第8条 申請の期間は基準日から1年以内とする。

(申請の手続)

第9条 補助金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、美浦村いきいき子育て支援金支給申請書（様式第1号）に次に掲げるものを添えて、会長に申請しなければならない。

- (1) 申請者と第3子以降の子が記載されている戸籍謄本
- (2) 申請者の世帯全員の続柄が記載されている住民票謄本
- (3) 第3条第2項に規定する書類
- (4) その他会長が必要とする書類

2 前項第1号については、初回申請時のみ提出するものとする。

(申請書の処理)

第10条 会長は、前条の申請書の提出を受けたときは、美浦村いきいき子育て支援金支給・却下決定通知書（様式第2号）により申請者に支給の可否を通知しなければならない。

(受給権の喪失)

第11条 補助金の支給を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、受給権を喪失する。

- (1) 対象児が支給日以前に死亡したとき。
- (2) 対象児又は受給権者が美浦村に住所を有しないとき。
- (3) 受給権者が対象児を養育しなくなったとき。
- (4) その他会長が適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 会長は、偽りその他不正の手段により補助金等の支給を受けた者

が あった場合は、既に支給した補助金等の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 9 月 24 日、改定し定める。

この要綱は、令和 2 年 4 月 21 日、改定し定める。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日、改定し定める。